

【改定版】知事令 2020-05 旅行業界のためのよくある質問
社会的活動の制限、医療免許の制限解除、
最重要でないグアム政府の運営に関する状況の明確化について

1. 知事令 2020-005 はいつから施行されますか。

2020年3月20日午後12時から2020年4月13日まで適用されます。

2. ホテル業務のどの部門に影響がありますか。

客室の販売が可能です。フロントデスクでのチェックイン、チェックアウト業務を行うことも可能です。また、ルームサービスでの食事の提供、清掃も可能です。ホテル内のレストラン、デリなど、店内での食事の提供は許可されていませんが、テイクアウト、デリバリーでの営業は継続可能です。ホテル内のバー、ボールルーム、会議室などで集会等を開催することはできません。

3. ホテル内のフィットネスセンター、スパ、プール、ビーチなどの施設の営業は可能ですか。

いいえ、知事令 2020-07 により 2020年4月13日まで営業を停止しなければなりません。全ての集会や、会衆を目的とした娯楽やそれと類似した活動は禁止されています。

4. 公共の公園やビーチは一般開放されていますか。

公共の公園やビーチは個人での利用以外は知事令 2020-06 により閉鎖されています。個人でのエクササイズのための利用は許可されますが、お互いに人との距離を6フィート以上保たなければなりません。

5. ホテルはランドリーサービスを継続して行うことが許可されていますか。

多くのホテルがランドリーおよびリネン類の洗濯を外注していますが、これらのサービスが知事令施行中に停止されることはありません。

6. 建設および改装工事はこの期間中継続して行われますか。

生活を送る上で必要な事業は知事令の営業停止事項に含まれておらず、個人および軍関連の一般的な工事もその対象であり、知事令 2020-04 に則り従業員同士の距離を保った上での工事継続は認められています。

7. レストランオーナーですが、営業を続けてもいいですか。

テイクアウトもしくはデリバリーサービスに限り営業が許可されます。

8. 店内での飲食サービス提供を停止していれば、ドライブスルーでのレストラン営業は継続可能ですか。

はい、ドライブスルーでの営業は許可されています。

9. 小売業ですが営業は可能ですか。

日用品店、認定を受けたファーマーズマーケット、食品・農産物品出店、スーパーマーケット、フードバンク、コンビニエンスストア、その他生活に必要な缶食品、乾物、果物、野菜などの小売店、ペット用品店、肉、鳥肉、魚などの販売、洗剤や石鹸などの衛生用品を扱う店、および安全かつ衛生的な日常生活を送る上で必要不可欠なものを販売する小売店はグアム保健局のガイドラインに沿った一定の距離を保った上で営業の継続が認められています。

10. 銀行は営業を継続しますか。

銀行や信用組合の営業はこの知事令の除外対象ですが、直接金融機関へ問い合わせることを勧めます。

11. ゴルフ場は営業継続可能ですか。

いいえ、ゴルフ場は娯楽活動および公共施設とみなされます。

12. 理髪店や美容室は営業していますか。

いいえ、営業は許可されていません。

13. 公共及び民間交通機関は閉鎖されますか。

公共交通機関はこの知事令は適用されません。民間営業の交通機関は営業継続を選択することも可能です。いくつかの民間営業交通機関はサービスの一時停止を決定しました。

各運営機関に直接問い合わせることを勧めます。また知事令が発令されている間、ツアーバスの営業は許可されていません。